

算定基礎届の提出について

平素は、当健保組合の事業運営につきましても、格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者（社会保険に加入している従業員）の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」を提出いただいております。

この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、今後の給与に著しい変動がない限り、本年9月分から翌年8月分までの保険料や保険給付の計算の基礎となります。

なお、届出内容に疑義がある場合は突合等の調査をさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

記

- ① 提出期間：令和6年7月1日から令和6年7月10日まで
- ② 提出方法：電子申請または電子媒体(CD)、算定基礎届出用紙
※電子申請が対応できない事業所様は電子媒体(CD)でのご提出にご協力下さい。
<参考>
日本年金機構 届出作成プログラム操作説明書
<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/program/program.files/manual.pdf>
- ③ 決定通知書発行：
9月初旬に順次、各事業主様あてに発送します。電子申請の場合は公文書を添付いたします。
電子申請以外の申請については、算定基礎届の決定通知書に記載の日付が確認日となり、確認印の押印は致しませんのでご了承ください。月額変更届は随時処理が完了次第、通常の流れとなります。
- ④ 二以上勤務者：二以上勤務者は按分計算を行うため必ず、算定基礎届(紙)で提出してください。
選択、非選択につきましても併せてご提出ください。

<問い合わせ>

エンターテイメント健康保険組合
東京都中央区日本橋箱崎町3番12号
5セントラルビル501号室
T E L : 03-5843-6213
F A X : 03-5843-6214

以上